あなたの善意が大きな力になります

100円未満募金

ご加入のお願い

? 100円未満募金とは

デンソー社員のみなさまの毎月の給与の差引支給額のうち、
100円未満（￥0～99）の金額を**給与天引き**により
認定NPO法人アジア車いす交流センター（WAFCA）の
車いす支援事業へ寄付する新しいプログラムです。

加入特典！ 活動報告レポートを毎月お届け！

資金や人材不足により、必要な車いすの数が足りていない状況です。

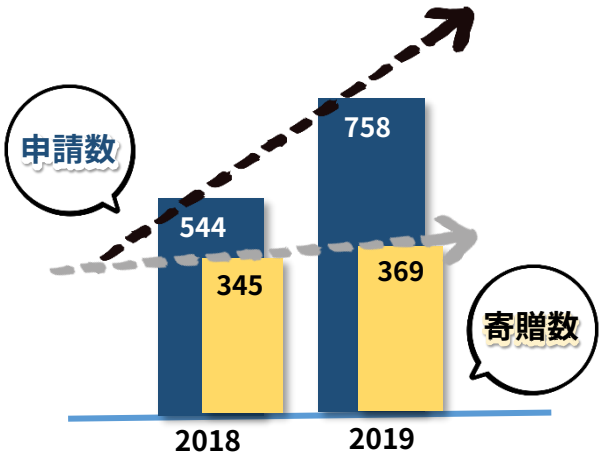

障がいの重い子どもたちを中心に車いす申請件数が年々増え続けています。一方で、標準タイプの車いすに比べてこのような特殊なタイプの車いすは価格が高く、さらに、車いすを寄贈しに行く現地スタッフの人件費、交通費、人材育成費などにも資金が必要です。

一人ひとりの負担は少なく、且つ、できる限り多くの方にこの状況を知っていただき、みんなで一人ひとりの障がいのある子どもたちの生活を支えていただけるような寄付プログラムです。

WAFCA

認定NPO法人アジア車いす交流センター（WAFCA）

株式会社デンソーの創立50周年を記念する**社会貢献事業の一環**として1999年に設立されたNPO法人です。おもに**タイ、インドネシア**で**障がいのある子どもたちを車いすで支援する活動**を行っています。

お問い合わせはお気軽に

☎ 0566-23-5822

✉ contact@wafca.jp

■ 100 円未満募金のしくみ

前月に支給した給与・賞与の各人の明細上の差引支給額の 100 円未満の端数金額を天引きさせていただきます。
※7 月・12 月の賞与（10 日）と給与（20 日）の 100 円未満は合算してそれぞれ 8 月・1 月に天引となります。
※給与明細の「社会貢献取扱金」に表示されます。

たとえば、4月1日にお申し込みの場合

毎月給与から

4

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

お申込み

4 月給与の
100 円未満額が確定

5

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

4 月給与の募金を天引

5 月給与の
100 円未満額が確定

・・・・

賞与から

7

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

夏季賞与の 100 円未満額が確定

7 月給与の
100 円未満額が確定

8

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

夏季賞与と
7 月給与の募金を天引

※停止のお申し出がない限り
毎月継続となります

※冬季賞与時も同様です

■寄付受領証明書について

加入日に
かかわらず、
12 月 21 日以降に
募金の合計金額の
領収書を
お送りします。

12

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27

■100 円未満額の確定方法

N 月給与の
100 円未満額 **56** 円が
N+1 月の控除金に含まれ、
給与から天引されます。

※8 月給与と 1 月給与は賞与分の 100 円未満額が合算されますので、天引き額は 100 円未満にならない場合があります。
※N 月給与の 100 円未満額を N+ 1 月(翌月)に控除する仕組みのため、差引支給額の 100 円未満額が 00 円に揃うわけではありません。
※WAFCA 正会員/賛助会員の方は会費と 100 円未満額が合算されますので、天引き額は 100 円未満にはなりません。

税控除について

［ 認定 NPO への寄付が合計 10,000 円の場合 ］

※控除率・金額は、所得金額やお住まいの地域の条例によって異なります。
※申告に必要な寄付金受領証明書はWAFCAより発送いたします。

いずれかの方法でお申込みください

❶**申込書**を切り取って社内便で郵送
❷WAFCA ホームページにて登録
❸お申込書内容を入力し、
contact@wafca.jp へ**メール**

お申込書

〒1030　総務部　WAFCA 宛に送付ください

ふりがな
お名前

電話番号

メール　（会社用）
（個人用）

住所　〒

従業員番号

所属先

社内メール番号